

第6節 青森県立子ども自立センターみらい

伊藤 智美

はじめに

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、児童虐待の増加、学校現場における学級崩壊、いじめ、不登校・引きこもりといった問題や、重大な少年事件の発生など、子どもの問題がいっそう深刻化するなかで、社会的支援を必要とする子どもの範囲が拡大・複雑多様化する傾向にあります。このような子どもの問題、とくに少年非行問題に対応するための児童福祉施設のひとつが、児童自立支援施設です。

2008年10月27日、裁判法ゼミナールで児童自立支援施設のひとつである青森県立子ども自立センターみらいを訪問させていただきました。そこで、最上和幸指導課長にお話を伺うことができましたので、児童自立支援施設の概要とお話の内容について、報告したいと思います。

1. 児童自立支援施設

児童自立支援施設とは、児童福祉法44条による児童福祉施設で、犯罪などの不良行為をしたり、またはするおそれがある児童や、家庭環境等から生活指導を要すると判断された児童を入所または通所させ、必要な指導を行って自立を支援する児童福祉施設で、退所後の児童にたいしても必要な相談や援助を行う施設です。

児童福祉法及び児童福祉法施行令により、国と都道府県、政令指定都市はそれぞれ児童自立支援施設を設置することになっており、現在全国に58カ所あります。

【児童自立支援施設への入所経路】

児童自立支援施設への入所経路は、大きく2つあります。

- ・児童相談所の措置 … 保護者の同意を前提としたもので、本人に生活の乱れや非行があつて教師や地域住民が入所を勧めても、保護者の同意が得られなければ入所にはつながりません。
- ・家庭裁判所の送致 … 少年審判において保護処分を言い渡された少年が、児童相談所経由で入所する場合。全国的には約2割が少年審判の決定による入所です（平成14年）。

2. 青森県立子ども自立センターみらい

所在：〒030-0134 青森県青森市合子沢松森 265

TEL：017-738-2043



青森県立子ども自立センターみらい HP (Google 地図) より
<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/mirai/2008-0626-1036-418.html>

(1) 施設概要

青森県立子ども自立センターみらいは、18歳未満の児童で不良行為をしたり、またはなすおそれのある児童、及び生活指導等が必要な児童をあずかっている児童福祉施設です。

ここでは恵まれた自然環境や家庭的な雰囲気の中で、職員と児童が一体となって日常生活を送りながら、一日も早く家庭や学校または社会に復帰できることを目的として指導及び支援を行なっています。定員は50名（男子40名、女子10名）です。平成11年4月から、青森市立横内小・中学校合子沢分教室併設が設置され、義務教育が保障されています。

(2) 沿革

青森県立子ども自立センターみらいは、明治42年4月、県立感化院新城学園として東津軽郡新城村に創設され、その後昭和29年9月に現在地に移転しました。移転当時、施設運営の形態は夫婦小舎制をとっていましたが、昭和49年4月に小舎交代制へ、さらに昭和54年4月に中舎交代制へと移行しました。その後、平成10年4月に名称を現在のものに変更し、運営形態も中舎交代制を続行しています。

【運営形態】

- ・夫婦制…夫婦2人で運営する。
- ・交代制…複数の職員が交代で勤務。
- ・小舎制…入所児童数10人程度。
- ・中舎制…入所児童数20人程度。
- ・大舎制…入所児童数20人以上。

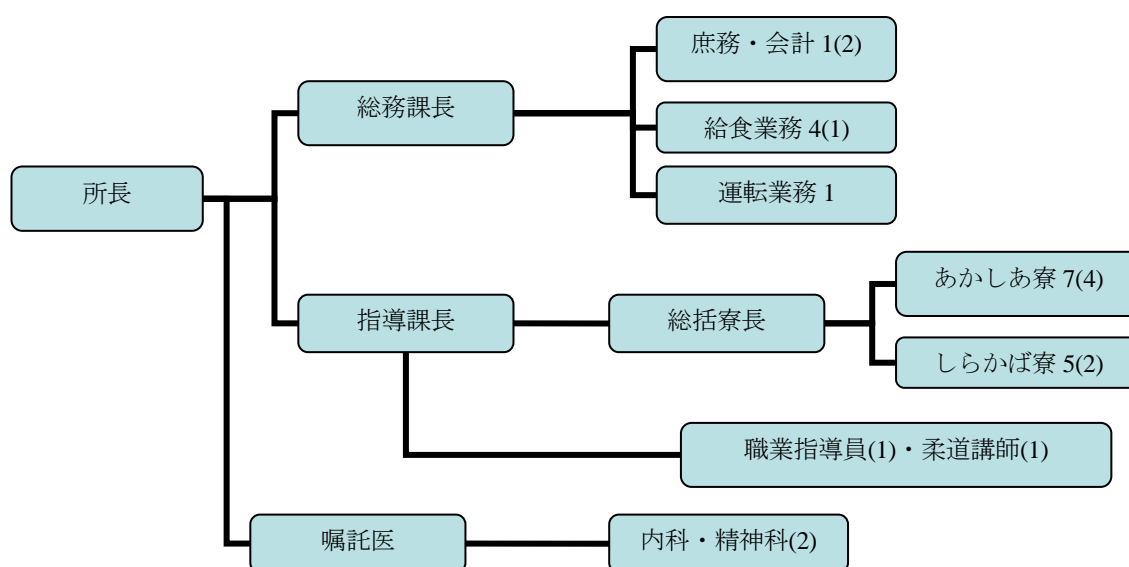
現在いちばん多い形態は中舎交代制です。一般的に、小舎制の場合は、生活の集団が小規模であるため、より家庭的な雰囲気における生活を営むことができます。施設の規模が大きいと、共同の設備、生活空間、プログラムの下に運営されるため、管理しやすい反面、

小舎制に比べ家庭的な雰囲気を出しにくいと言えます。

青森県立子ども自立センターみらいでは、職員がシフトを組んで児童の指導・観察にあっています。複数の職員が交代で指導にあたるため、職員間の連携や、子どもの動きをきちんと伝えるように心がけているそうです。寮長を中心に、何が良いのか・悪いのか、どんなことを認めるか・認めないか、できるだけルールを統一するようにしているということでした。

(3) 構成

非常勤の職員を含め、計 22 人の職員と、17 人（男子 11 人、女子 6 人）の入所児童で構成されています。 ※()内は非常勤の別掲



(4) 児童の状況

非行性、社会活動での課題があると認められた子どもたちで、児童相談所の措置により 15 名、家庭裁判所の審判により 2 人、計 17 人が入所しています（平成 20 年 10 月時点）。

①学年別男女別入所児童数（H20.10.27 現在）

	小 6	中 1	中 2	中 3	中 卒	計
男		4	2	4	1	11
女		1	3	2		6
計		5	5	6	1	17

②平成 19 年度月別在籍人員

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
男	9	9	10	11	9	9	10	9	9	10	12	13
女	3	3	3	4	5	5	5	6	7	7	7	7
計	12	12	13	15	14	14	15	15	16	17	19	20

③平成 19 年度月別入退所状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入		2	1	2		1	1	1	2	2	1		13
退	1			2			1		1			8	13

④入所理由別入所児童数

窃盗	家出 浮浪	暴力	飲酒 喫煙	放火	不純異 性交友	性的い たずら	深夜徘徊	虐待等	計
7		4			2				13

⑤退所理由別退所児童数

改善退所				事故退所			計	
家庭復帰・保護者引き取り				他の児童福 祉施設等へ の措置	家庭裁判 所への送 致	他の児童 施設へ措 置		保護者の 引き取り 他
復学	就職	進学	その他					
3		2	1	1	1		5	13

入所理由については、男子は万引きや暴力、女子は万引きや深夜徘徊が多いようです。児童の特徴としては、IQが低い、発達障害（医学的判断）、被虐待児症候群¹、行為障害などが挙げられます。早い段階から家庭環境が思わしくなく、施設入所経験があるなどの事情を抱えている児童もおり、本人の問題というよりも家庭の養育やしつけの問題が背景にあると言えるそうです。

(5) 質問と回答

最上指導課長に、私達からの質問に答えていただきました。

(問) 児童相談所（一時保護）との違いを教えてください。

(答) 児童相談所での一時保護の理由には、行動観察・急迫保護（身寄りがない場合など）・生活指導があり、青森県の一時的保護所では、行動観察を目的とするものがほとんどのようです。ただ、一時保護所での生活の規律にのっとることで、ある程度の指導効果が得られると考えられます。また、ここでいう『児童』とは18歳未満を指し（児童福祉法第4条）、児童自立支援施設に入所している児童の多くは中学生です。当センターには中卒者はほとんどいませんが、地域によってばらつきはあるようです。

¹ 子どもが虐待を受けた結果にさまざまな症状が現れた状態を指します。身体的虐待による外傷やネグレクトによる栄養不良などのほか、心理的虐待やストレスによる情緒問題行動などもこれに含まれます。

(問) 1日のスケジュールと、職員の方が心がけていることがあれば教えてください。

※スケジュールは添付資料を参照のこと。

(答) 基本的には、『枠のある生活』と『育てなおし』ということ意識しています。社会復帰を果たすために、枠のある生活を送り、時間や場所のルールをきちんと理解できるようになり、自分の感情や行動を自分でコントロールできる力を身につけるよう指導にあたります(この点が今までの養育環境でおろそかにされていた部分だそうです)。この『枠のある生活』・『育てなおし』という考え方が、他の施設にはない特徴です。

(問) 通所児童に対する「個々の特性に応じたカリキュラムによる支援活動」の中身を教えてください。

(答) 通所の実績は無いため、今のところありません。通所指導の必要があれば個々の状況に応じて作成していきます。

(問) 事故退所後はどのような経過ですか。

(答) 入所後は処遇段階表²にもとづいて、6つの段階(初期、前期、中期前半、中期後半、後期、終期)をおおむね1年から1年半かけて指導していきます。現在では第4段階(中期後半)を3ヵ月過ぎれば改善退所できると子供たちには話しています。事故退所(改善には至らない段階での退所)後は保護者による引き取りなどのかたちが多く、再入所という結果になってしまうこともあります。退所後にうまくいく・いかないの違いは、本人の問題と保護者や地域環境などの問題が関係していると考えられます。

(問) 入所児童が就職する際に、就職先の状況や、他の機関との連携はありますか。

(答) 現在は、手探りの状況です。退所先で定着するためには、退所後の指導を厚くしていくことが必要だと思います。来所、通所、家庭訪問などでフォローアップすることも必要だと思います。

(問) 予算の関係による施設減少の話は聞きますが、青森県では大丈夫ですか。

(答) 施設自体は法律による義務設置なので施設の数を減らすという動きはありませんが、それぞれの施設で少ない経費で処遇を行う工夫や努力をしているところです。また、中卒児童に対する処遇など既存の施設にバラエティーを増やしていくため、県内に自立援助ホームや里親ファミリーホーム³などの新しい制度が必要だと思いますが、実際に運営・指導できる人材があるかどうかという問題が残ります。

² 入所している児童を指導する際に規準とします。行動尺度表によって、子どもの能力を1ヶ月ごとに細かく判断し、次月の指導につなげます。

³ 知事から任命を受けた経験ある母親が、夫婦で運営する児童養育ホームを指します。一組の夫婦に6人以下の子どもが委託され、より家庭に近い養育を行います。

おわりに

今回初めて青森県立子ども自立センターみらいを訪問して、どのような活動を行っているのかを知ることができました。入所している子ども達は、それぞれいろいろな事情を抱えているということでしたが、私達が行き会った子ども達は自ら挨拶をしてくれてとても良い印象を受けました。また、施設見学では、自然に囲まれていて畑では季節の野菜や果物を作ることができ、広いグラウンドや体育館もあって、のびのび暮らせる環境が整えられていることが分かりました。子ども達の生活の場には漫画本がおいてあったり、個別の学習机が与えられていたり、普通の子供達と変わらない生活ができるような環境で、同時に規則正しい生活を送るために様々な決まりが定められていて、社会や学校に戻ったときに困らないような工夫がなされているのだと感じました。

予算の制約や関連機関との連携などの課題もありますが、子どもの将来のためにこのような施設はなくてはならないものだと思います。学ボラというかたちで子ども達の支援に参加するなど、子ども達のために私達もできることから協力していくべきだと思います。

最後に、最上指導課長はじめ、青森県立子ども自立センターみらいの皆さん、お忙しいなか私達のために貴重なお時間を割いて下さり、本当にありがとうございました。

《参考》

青森県立子ども自立センターみらいホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/mirai/2008-0626-1036-418.html>

厚生労働省：児童自立支援施設のあり方に関する研究会報告書

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/02/s0228-2a.html>

その他、青森県立子ども自立センターみらいでいただいた資料を参考にさせていただきました。

(資料) 一日のスケジュール

■ 日課 ■

日課		
区分	平日	休日
起床	6:30	7:00
清掃・部屋整理	6:30~6:50	7:00~7:40
ランニング・除草(雪)等	6:50~7:10	—
洗顔	7:10~7:30	7:40~8:00
朝食	7:30	8:00
登校準備	8:00~8:20	—
登校	8:25まで	—
自習	8:30~8:45	—
児童朝会	8:45~8:55	—
朝の会	9:00~9:05	—
1校時	9:05~9:45	—
2校時	9:50~10:30	—
3校時	10:35~11:15	—
4校時	11:20~12:00	—
帰りの会	12:05~12:10	—
本館清掃	12:15~12:30	—
昼食	12:30~	12:00~
5校時	13:30~14:10	—
6校時(火・木・金)	14:15~14:55	—
部活動・農作業(月・水)	14:15~16:30	—
寮内清掃	16:30~17:00	同左
ゆとりの時間(入浴・洗濯)	17:00~18:00	〃
夕食	18:00~	〃
自習	18:30~19:30	〃
自由時間(おやつ)	19:30~20:55	〃
反省日記・就寝準備	20:55~21:15	〃
反省会	21:15~21:30	〃
就寝	21:30	〃

青森県立子ども自立センターみらい HP より転載